２　「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合　当該事業年度の法人税の明細書（別表７⑵付表１）の「当初配賦欠損金控除額㉒」の「計」の欄の金額

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　当該事業年度の法人税の明細書（別表７⑵付表１）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金額に係る控除未済額⑸」の欄の金額から「非特定欠損金配賦額⑱」の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、「非特定損金算入割合⑳」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

［３～５　略］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙五十一　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１～４　略］

５　「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　⑵に規定する場合（⑶に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

⑵　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の適用事業年度（法第321条の８第39項に規定する適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（⑶に規定するときを除く。）には、「⑩又は」を抹消すること。

⑶　既に通算法人の適用事業年度について法第321条の８第40項（第１号及び第３号に係る部分に限る。）の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第１項若しくは第３項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第321条の８第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

［６～８　略］

第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙五十一一　挿入］

第20号の４様式別表７記載要領

１　この明細書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第321条の８第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の４様式の明細書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。

２　「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７⑵付表１）の「配賦欠損金控除額㉒」の「計」の欄の金額（法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合には、この申告前の同欄の金額）を記載すること。

［新設］

［３～５　同左］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙五十　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１～４　同左］

５　「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。）が法第321条の８第39項の規定の適用を受ける場合には「⑩又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

［新設］

［６～８　同左］

第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙五十一一　挿入］

第20号の４様式別表７記載要領

１　この明細書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第321条の８第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の４様式の明細書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。